

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

目 次	ページ
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○保安林の指定予定の通知 (13件) (治山林道課)	1
○保安林の指定 (")	4
○基本測量の終了の通知 (5件) (用地対策課)	4
○公共測量の終了の通知 (")	4
公 告	
○肥料の登録 (環境農業推進課)	5
○肥料の登録の有効期間の更新 (")	5
○肥料の登録事項の変更の届出 (")	7
○肥料の登録の失効 (")	7
○普通肥料の検査の結果の概要 (")	8
○特殊肥料の検査の結果の概要 (")	8
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	9
○土地改良区の解散の認可 (")	10
○換地処分の届出 (香南市) (")	10
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (4・15揭示)	10
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (")	10
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (")	10
◎特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (")	11
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	11
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正 (2件) (4・15揭示)	11
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用上級試験の実施	13

告 示

高知県告示第258号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、香南市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
夜須町 夜須川	宗円地	402の1の一部	夜須町 夜須川	四十代
	四十代	字宗円地402の1に隣接する道路である市有地の一部		宗円地
		419の1に隣接する水路である市有地の一部		谷田
	谷田	526の4の地先の道路である市有地の一部		四十代
	西ノ久保	827の一部、828の一部		トイウ
	イノコ田	838の6、838の7、839の2		大野

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部を含むものとする。
 2 上記地番は、平成21年4月30日現在の登記簿による。

高知県告示第259号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市小筑紫町石原字梅ノ木谷1874の1、1874の10、1874の13
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第260号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市宗呂字モスケ丙1314、丙1316、丙3956、字長山丙3957、丙3958、丙3959、丙3960、字井ノ谷南平丙3961、丙3965の1、丙3965の10、丙3965の11、字上ホリガサコ丙3875の49
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長山丙3957・丙3958（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第261号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市小筑紫町石原字梅ノ木谷1874の1、1874の10、1874の13
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

<p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市西土佐大宮字城ケ平2019の1、2019の3、字上法師谷山2023の1、2023の2、2024の1、2024の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字城ケ平2019の3・字上法師谷山2024の1・2024の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第263号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年4月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市西土佐大宮字シモヤブ1052の1、1052の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字シモヤブ1052の1・1052の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第265号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年4月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市西土佐長生字横山861の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字横山861の1（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p>高知県告示第262号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年4月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市横瀬字マルタ2473、字鋸頭山2812の30、2812の31</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字マルタ2473・字鋸頭山2812の30・2812の31（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関</p>	<p>高知県告示第264号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年4月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 四万十市大西ノ川字白石花1191の3、字フキハラ1192の3、字カシ谷1194の1</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>	<p>高知県告示第266号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年4月27日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町磯谷字瀬ノ上69の1、69の2、72の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。</p>

字瀬ノ上69の1・69の2・72の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第267号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年4月27日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
土佐郡大川村朝谷字中ノ谷144の4、144の7

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字中ノ谷144の4・144の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第268号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年4月27日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町脇ノ山字休場384の1、384の2

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字休場384の1・384の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第269号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年4月27日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大道字カニゴエ250の4、251の1、1238の1、字子ズミカウチ245の1、245の2、245の9、246の1、247、249の1、249の3、1236の4、1236の5、1236の7、1236の11、字キタバタケ244の5、1234の7、字ヨセノモト1244、字大カゲ323の4、324の2、324の6、1246の2、1246の12、字カンドラ252の3から5まで、1240の6、1240の7、1240の12、1240の14、字上フチガサコ522の5、1283の1、字クワギ523の1、523の3、523の16、1284の11、1284の14、1284の38、字ジョヲキン532、533の2、533の7、534の4、字ミヅナシ481の1、481の2、482の1、1278の5、1278の9、1278の14

2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第270号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年4月27日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町打井川字アシカバ1644の11、1644の16

2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第271号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年4月27日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町十川字ホケノモト1227の2、1227の4、字ヲヒラ1282の24、1282の65

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ホケノモト1227の2・1227の4・字ヲヒラ1282の24

<p>(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第272号</p> <p>次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。</p> <p>平成22年4月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定に係る保安林の所在場所 高岡郡津野町黒川字丸山1023の1、1023の2、1024の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字丸山1023の1・1023の2・1024の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第273号</p> <p>国土交通省国土地理院長から平成21年5月高知県告示第385号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成22年3月18日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成22年4月27日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第274号</p> <p>国土交通省国土地理院長から平成21年8月高知県告示第539号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成22年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成22年4月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第275号</p> <p>国土交通省国土地理院長から平成21年10月高知県告示第619号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成22年3月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成22年4月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第276号</p> <p>国土交通省国土地理院長から平成21年10月高知県告示第620号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成22年3月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成22年4月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第277号</p> <p>国土交通省国土地理院長から平成21年5月高知県告示第399号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成22年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成22年4月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第278号</p> <p>国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から平成21年10月高知県告示第653号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成22年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成22年4月27日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料の登録をした。
平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第665号	炭酸カルシウム肥料	50粒状石灰特号	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	広浦鉱業株式会社	東京都品川区二葉一丁目6番2号	平成26年1月23日
高知県第666号	〃	粒状15苦土炭酸石灰特号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃
高知県第667号	〃	南星15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	南星産業株式会社	奈良県大和郡山市発志院町378番地	平成26年10月23日
高知県第668号	〃	南星粒状15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃
高知県第669号	〃	CCF15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	シーシーエフジャパン株式会社	愛知県岡崎市市場町字東町13番地	〃
高知県第670号	〃	CCF粒状15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃
高知県第671号	〃	共栄15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土	〃	共栄ジャパン株式会社	愛知県清須市須ヶ口324番	〃

			15.0				
高知県第672号	〃	共栄粒状15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃
高知県第673号	〃	日本バイオ15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	日本バイオ化学工業株式会社	神奈川県川崎市宮前区神木二丁目6番20号	〃
高知県第674号	〃	日本バイオ粒状15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	〃	〃	〃
高知県第675号	混合石灰肥料	くみあい粒状アズミン苦土石灰特号	アルカリ分 42.0 可溶性苦土 12.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成27年4月7日
高知県第676号	副産植物質肥料	発酵菌体F1号	窒素全量 2.0 加理全量 4.0	該当なし	〃	〃	平成28年1月31日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第645号	混合有機質肥料	土州魂（緑）特号	窒素全量 5.8 りん酸全量	含有を許される有害成分の最大量及びそ	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成23年3月6日

			8.0	の他の制限事項は、公定規格のとおり。			
高知県第590号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料	窒素全量 4.5 りん酸全量 6.5	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	星上物産株式会社	南国市小籠926番3	平成23年7月4日
高知県第659号	混合有機質肥料	50海草混合有機1号	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.3 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成24年1月22日
高知県第632号	〃	くみあい骨粉なたねペレット1号	窒素全量 5.0 りん酸全量 6.0	〃	〃	〃	平成24年6月14日
高知県第642号	〃	土州魂(緑)	窒素全量 5.0 りん酸全量 6.0	〃	〃	〃	平成24年6月30日
高知県第634号	〃	十市有機	窒素全量 4.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.0	〃	十市農業協同組合	南国市十市2328番地1	平成24年11月24日
高知県第551号	消石灰	60消石灰	アルカリ分 60.0	該当なし	田中石灰工業株式会社	南国市稲生3185番地	平成26年4月21日
高知県第627号	なたね油かす及びその粉末	ペレットなたね油粕1号	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	〃	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成26年4月22日
高知県第554号	魚かす粉末	6.0肥料用魚かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.5	〃			
高知県第654号	混合石灰肥料	粉状10苦土マリンエース5号	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成26年7月1日
高知県第655号	〃	粒状10苦土マリンエース6号	アルカリ分 48.0 く溶性苦土 10.0	〃	〃	〃	〃
高知県第656号	〃	粒状10アヅマリン2号	アルカリ分 43.0 く溶性苦土 10.0	〃	〃	〃	〃
高知県第575号	消石灰	65消石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	土佐石灰化工協業組合	南国市稲生1328番地	平成26年7月9日
高知県第630号	〃	〃	アルカリ分 65.0	〃	高橋 喜久子	高知市葛島四丁目6番15号	平成26年9月16日
高知県第555号	炭酸カルシウム肥料	55タンカル	アルカリ分 55.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	高知重炭株式会社	高知市稲荷町9番14号	平成26年9月19日
高知県第580号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	土佐石灰化工協業組合	南国市稲生1328番地	平成26年11月19日
高知県第558号	〃	65消石灰	アルカリ分 65.0	〃	株式会社刈谷石灰工業所	高知市五台山2452番地	〃
高知県第614号	副産石灰肥料	くみあい粒状副産	アルカリ分 50.0	含有を許される有害成分の	株式会社古田産業	高知市五台山3983	平成27年1月19日

		石灰		最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。		番地 5	
高知県第219号	消石灰	60消石灰	アルカリ分 60.0	該当なし	白石工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番4号	平成27年7月18日
高知県第601号	〃	70消石灰	アルカリ分 70.0	〃	株式会社刈谷石灰工業所	高知市五台山2452番地	平成27年8月27日
高知県第419号	〃	65消石灰	アルカリ分 65.0	〃	白石工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番4号	平成27年8月31日
高知県第584号	〃	〃	アルカリ分 65.0	〃	田中石灰工業株式会社	南国市稲生3185番地	平成27年12月9日
高知県第621号	副産植物質肥料	糖蜜醗酵副産肥料	窒素全量 2.0 加里全量 9.0	〃	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地 5	平成28年2月22日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の肥料の登録事項の変更について届出があった。

平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更内容		変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	
						変更後	
高知県第634号	混合有機質肥料	十市有機	十市農業協同組合	南国市十市2328番	代表者の氏名	中島 憲夫	平成19年4月10日

				地 1		宮崎 孝雄	
高知県第575号	消石灰	65消石灰	土佐石灰化工協業組合	南国市稲生1328番地	〃	井上 和水 吉川 和良	平成19年6月21日
高知県第580号	〃	70消石灰	〃	〃	〃	井上 和水 吉川 和良	〃
高知県第609号	〃	72.0防散消石灰	〃	〃	〃	井上 和水 吉川 和良	〃
高知県第673号	炭酸カルシウム肥料	日本バイオ15苦土炭酸石灰	日本バイオ化学工業有限会社	神奈川県川崎市宮前区神木二丁目6番20号	〃	森 玲子 中山 美智子	平成21年4月1日
高知県第674号	〃	日本バイオ粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	森 玲子 中山 美智子	〃

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
高知県第553号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量 5.0 りん酸全量 8.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	星上物産株式会社	南国市小籠926番3	平成20年7月1日
高知県第660号	副産石灰肥料	S i マグカル1号	アルカリ分 40.0 く溶性苦土	含有を許される有害成分の最大量及びそ	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地 5	平成21年6月21日

			2.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。			
--	--	--	-----	---------------------	--	--	--

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

平成20年2月分から平成21年1月分まで
該当なし
平成21年2月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	井上石灰工業株式会社	粒状60消石灰	主成分-A L				
混合有機質肥料	星上物産株式会社	魚腸ニシメ混合有機質肥料	主成分-T N、T P				

備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
3 主成分の略号は、次のとおりである。
A L-アルカリ分、T N-窒素全量、T P-りん酸全量

平成21年3月分から平成22年2月分まで
該当なし
平成22年3月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質	株式会社古	くみあい骨	主成分-T				

肥料	田産業	粉なたねペレット1号	N、T P				
炭酸カルシウム肥料	株式会社古田産業	くみあい炭酸カルシウム	主成分-A L				
消石灰	入交石灰工業株式会社	70粒状消石灰	〃				

備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
3 主成分の略号は、次のとおりである。
A L-アルカリ分、T N-窒素全量、T P-りん酸全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

平成20年3月分から平成21年1月分まで
該当なし
平成21年2月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要		備考
たい肥	株式会社長香コーポレーション	バイテクソイル	T N	0.65%	
			T P	0.97%	
			T K	0.89%	
			C/N	6.9	
			水分	51.1%	
〃	社会福祉法人本山育成会	E Mリサイクル肥料	T N	0.97%	
			T P	2.51%	
			T K	1.58%	
			C/N	35.3	
			水分	5.1%	
〃	土佐れいほく農業協同組合	牛糞大鋸屑堆肥（アグネイト21）	T N	3.90%	
			T P	1.91%	
			T K	3.50%	

			C/N	4.1
			水分	49.7%

備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。
 平成21年3月分から平成22年2月分まで
 該当なし
 平成22年3月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要	備考
たい肥	農事組合法人黒松牧場	I S O-P（イソップ）	TN 0.92% TP 0.75% TK 1.90% C/N 19.0 水分 56.0%	
〃	有限会社安岡重機	すくすく1号（パーク堆肥）	TN 0.46% TP 0.49% TK 0.03% C/N 23.0 水分 65.0%	
〃	仁淀川森林組合	コンポスト（パーク堆肥）	TN 0.24% TP 0.09% TK 0.15% C/N 67.0 水分 51.0%	

備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市川北土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員
 の届出があった。

平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	中川 好男	安芸市川北甲4505
〃	岩佐 秀夫	〃 〃 甲3168
〃	岡本 昌宏	〃 〃 甲 138
〃	尾松 健一	〃 〃 甲2981
〃	森安 邦彦	〃 〃 甲 816
〃	徳廣 勇一	〃 〃 甲1052
〃	福島 廣海	〃 〃 甲2032
〃	有澤 賢二	〃 〃 甲2512
〃	川内 淳男	〃 〃 甲1278
監事	門田 正稔	〃 〃 甲3661
〃	武井 執	〃 〃 甲 831
〃	中川 洋助	〃 〃 甲4459

役名	氏名	住 所
(就任)		
理事	岡本 昌宏	安芸市川北甲 138
〃	安岡 正幸	〃 〃 甲3570
〃	有澤 裕彦	〃 〃 甲 228
〃	森安 邦彦	〃 〃 甲 816
〃	徳廣 勇一	〃 〃 甲1052
〃	樋口 和彦	〃 〃 甲1016
〃	萩野 邦男	〃 〃 甲2023
〃	富田 雄二	〃 〃 甲2531
〃	川内 淳男	〃 〃 甲1278
監事	樋口 淑夫	〃 〃 甲1008
〃	川田 博昭	〃 〃 甲 238
〃	萩野 卓市	〃 〃 甲1966

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市後川左岸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員
 の届出があった。

平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	安田 和雄	四万十市 秋田 179
〃	森 正重	〃 安並 916

〃	小島 芳雄	〃	〃	2483
〃	岡本 猛	〃	佐岡	555-2
〃	東 正仁	〃	古津賀	907-3
〃	田中 基博	〃	〃	1361
〃	沖 延年	〃	井沢	137
〃	西内 幸好	〃	竹島	3673-13
〃	片山 尚登	〃	〃	695
〃	山本 精一	〃	鍋島	1169
〃	江口 雅雄	〃	〃	1350
〃	鍋島 信久	〃	双海	747
監事	谷本 浩巳	〃	佐岡	922-3
〃	宮村 成昭	〃	竹島	3430-1
〃	小松 貞久	〃	鍋島	966
(就任)				
理事	安田 和雄	四万十市	秋田	179
〃	山本 敬三	〃	安並	2591
〃	小島 芳雄	〃	〃	2483
〃	岡本 猛	〃	佐岡	555-2
〃	東 志行	〃	古津賀	399-3
〃	野並 勇人	〃	〃	3122-16
〃	沖 延年	〃	井沢	137
〃	西内 幸好	〃	竹島	3673-13
〃	鍋島 信久	〃	双海	747
〃	浜村 祥郎	幡多郡黒潮町	出口	738-1
〃	小野 芳夫	四万十市	鍋島	1095
〃	江口 雅雄	〃	〃	1350
監事	森 潤吉	〃	安並	915
〃	宮村 成昭	〃	竹島	3430-1
〃	小松 貞久	〃	鍋島	966

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市古川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年4月27日

高知県知事 尾崎 正直				
役名	氏 名	住 所		
(退任)				
理事	阿倍 淳介	高知市 西町	55	
〃	中平 薫	四万十市具同	6772	
〃	夕部 博之	〃 不破	1786	
〃	岡本 富夫	〃 〃	1098	
〃	夕部富有男	〃 渡川三丁目	11-8	
〃	岡村 大	〃 具同	8026	
〃	安光 寿夫	〃 入田	472-2	

監事	夕部嘉太郎	〃	具同	182-1
〃	安部 亨	〃	赤松町三丁目	18-5
(就任)				
理事	小谷 万吉	四万十市具同田黒一丁目	8-36	
〃	夕部 和茂	〃 不破	1365	
〃	宮崎 忠雄	〃 〃	1445	
〃	渡邊 潤	〃 入田	323	
〃	北尾 文男	〃 具同	1535	
〃	尾崎 一夫	〃 〃	7794-2	
〃	小笠原和彦	〃 渡川一丁目	1-4	
監事	夕部嘉太郎	〃	具同	182-1
〃	安部 亨	〃	赤松町三丁目	18-5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、須崎市大谷土地改良区の解散を平成22年4月13日に認可した。

平成22年4月27日 高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、香南市から夜須地区（添地換地区）の換地処分を平成21年4月30日に行った旨の届出があった。

平成22年4月27日 高知県知事 尾崎 正直

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月15日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第18号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月15日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第19号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「医監 地域産業振興監」
を
「医監 医師確保推進監 地域産業振興監 畜産振興監 土木技術監」

に、「大阪事務所長」

を「大阪事務所長
工業技術センター所長」

に改め、「農業技術センター所長」を削り、

「中央西土木事務所長」

を「中央西土木事務所長
幡多土木事務所長」

に改め、同項3種の欄中「幡多看護専門学校事務長」及び「工業技術センター所長」を削り、

「農業振興センター技術次長」

を「農業振興センター技術次長
農業技術センター所長」

に改め、「幡多土木事務所長」を削り、「高知駅周辺都市整備事務所長」を「会計指導監」に改め、同表教育委員会の項3種の欄中「教育企画監」を削り、同表警察の項3種の欄中「通信指令室長」を「取調べ監督室長」に改める。

別表第1の22の表中「港湾課、海岸課」を「港湾・海岸課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。

平成22年4月15日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第6号中「。次号において」を「。以下」に、「週休日並びに」を「週休日、勤務日等（職員の勤務時間条例第9条の3第1項、公立学校職員の勤務時間条例第9条の2第1項及び警察職員の勤務時間条例第9条の3第1項に規定する勤務日等をいう。）に割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間（職員の勤務時間条例第9条の3第1項、公立学校職員の勤務時間条例第9条の2第1項及び警察職員の勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。）が指定された日並びに」に改める。

別表第2の1の表知事部局の項中「中央東県税事務所長」及び「消防学校長」を削り、同表収用委員会事務局の項を削り、同表警察本部の項中

「南国警察署長」

を

「南国警察署長
中村警察署長」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

~~~~~  
特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月15日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

### 高知県人事委員会規則第21号

#### 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

|   |                |              |    |   |
|---|----------------|--------------|----|---|
| 「 | 高岡郡四万十町十川151-1 | 地域づくり支援課員駐在所 | 2級 | 」 |
|---|----------------|--------------|----|---|

を削る。

別表第2中「長岡郡大豊町黒石343-1」を「長岡郡大豊町黒

石345-7」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特勤手当等に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

~~~~~  
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月27日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第22号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「建設検査長」を「土木技術監」に、「企画監」を「企画監 会計指導監」に、「船長」を「船長 医師確保推進監 畜産振興監」に、「秘書課のチーフ、主任及び主幹

政策企画課のチーフ、主幹及び主査」

を

「秘書課の主任及び主幹

政策企画課のチーフ、主幹、主査及び主事」

に、

「行政管理課のチーフ、主任、主幹及び主事」

を

「行政管理課のチーフ、主幹、主査及び主事」

に、

「健康長寿政策課のチーフ」

を

「健康長寿政策課の企画調整担当のチーフ」

に、

「農政企画課のチーフ」

を

「農業政策課の企画担当のチーフ」

に改め、同表知事部局の県立大学の項中「池事務室長」を削り、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「室長 教育企画監」を削り、「服務担当の主任」を「服務担当の主幹」に、

「幼保支援課の専門企画員

小中学校課の人事担当のチーフ」

を

「小中学校課の専門企画員及び人事担当のチーフ」

に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「館長」を「館長 企画監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第6号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、この告示による改正後の別表第1の規定は、平成21年4月1日から適用する。

平成22年4月15日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の4級の知事部局の項中

「事業調整主任」

を

「事業調整主任

チーム長」

に改める。

高知県人事委員会告示第7号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、この告示による改正後の別表第1、別表第6及び別表第7の規定は、平成22年4月1日から適用する。

平成22年4月15日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の4級の知事部局の項中「税務調整主任」を削り、同表の5級の知事部局の項中「（課の内部組織である室の長に限る。）」を削り、「税務調整主任」を「事務長（3等級）」に改め、同表の5級の教育委員会の項中「室長」を削り、同表の6級の知事部局の項中

「建築技査」

を

「建築技査
会計指導監」

に改め、「課長補佐（2等級に限る。）」及び「室長補佐（2等級に限る。）」を削り、「事務長」を「事務長（2等級）」に改め、同表の6級の教育委員会の項中「教育企画監」を削り、同表の7級の知事部局の項中

「地域産業振興監」

を

「地域産業振興監
畜産振興監
土木技術監」

に、

「東京事務所副所長」

を

「東京事務所副所長
中央東県税事務所長
消防学校長」

に、

「中央西福祉保健所長」

を

「中央西福祉保健所長
須崎福祉保健所長」

に改め、「大阪事務所長」を削り、

「中央西土木事務所長」

を

「中央西土木事務所長
幡多土木事務所長」

に改め、同表の7級の項中

「

県立大学 労働委員会事務局	事務局長
------------------	------

を

「

県立大学 収用委員会事務局	事務局長
------------------	------

に改め、同表の8級の知事部局の項中「東京事務所副所長」、「中央東県税事務所長」、「消防学校長」及び「須崎福祉保健所長」を削り、「療育福祉センター長」

を

「療育福祉センター長
大阪事務所長」

に改め、同表の8級の項中

「

収用委員会事務局	事務局長
----------	------

を

「

労働委員会事務局	事務局長
----------	------

に改める。

別表第6の5級の項中

「農業技術センター所長」を「工業技術センター所長」に改める。

別表第7の4級の項中

「医務主任」

を

「医務主任
医師確保推進監」

に改める。

人事委員会公告

高知県職員等採用上級試験を次のとおり行う。
平成22年4月27日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分	採用予定人員	勤務先
行政	30名	知事部局等の本庁又は出先機関
警察事務	6名	警察本部各課又は各警察署等
学校事務	6名	県立学校又は市町村立小中学校等
県立病院事務	1名	安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院等
土木	16名	知事部局（土木部）等の本庁又は出先機関（土木事務所等）
電気	2名	知事部局（土木部）等の本庁若しくは出先機関（ダム管理事務所等）又は公営企業局（本局、発電管理事務所等）
水産	2名	知事部局（水産振興部）等の本庁又は出先機関（漁業指導所、水産試験場等）
林業	5名	知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（林業事務所、森林技術センター等）
農業	10名	知事部局（農業振興

		部)等の本庁又は出先機関（農業振興センター、農業技術センター等）
保健師	3名	知事部局（健康政策部又は地域福祉部）等の本庁又は出先機関（福祉保健所、児童相談所等）
化学	3名	知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（福祉保健所、試験研究機関等）
社会福祉（児童福祉）	3名	知事部局（地域福祉部）等の本庁又は出先機関（児童相談所、福祉保健所、希望が丘学園等）
社会福祉（心理）	1名	
薬剤師	5名	知事部局（健康政策部）等の本庁又は出先機関（試験研究機関、福祉保健所等）
医療ソーシャルワーカー（県立病院）	1名	安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院
少年補導職員	1名	警察本部少年課又は各警察署等
科学捜査研究員（生物科学）	1名	警察本部科学捜査研究所

「行政」、「警察事務」又は「学校事務」を受験する人は、3つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分を第2志望とすることができる。ただし、点字問題による受験を希望する場合は、「行政」のみの受験に限る。

なお、採用後の試験区分間の人事交流は、原則としてない。

2 職務内容

試験区分に応じた業務に従事することを基本とするが、専門分野及び適性に応じ、試験区分以外の業務（事務）に従事することがある。

3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人。ただし、「警察事務」、「少年補導職員」又は「科学捜査研究員（生物科学）」を受験する人は、(2)については、ア（日本国籍を有する人）に該当する人に限る。

(1) 年齢

ア 「保健師」又は「薬剤師」
昭和56年4月2日以降に生まれた人

イ ア以外の試験区分

昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人（学歴不問）又は同月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人若しくは平成23年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

(4) 次に掲げる試験区分については、それぞれの要件を満たす人

ア 「保健師」については、保健師の免許を有する人又は平成23年3月31日までに取得見込みの人

イ 「社会福祉（児童福祉）」については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号に該当する児童福祉司の任用資格を有する人又は平成23年3月31日までに取得見込みの人

ウ 「社会福祉（心理）」については、学校教育法の規定による4年制の大学若しくは大学院において心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業（修了）した人又は平成23年3月31日までに卒業（修了）見込みの人

エ 「薬剤師」については、薬剤師の免許を有する人又は平成23年4月30日までに取得見込みの人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成22年5月6日（木）から同月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成22年5月21日付けの消印の

あるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 専門試験	平成22年6月27日（日）午前9時から午後3時15分ごろまで	（高知市） 高知市棧橋通六丁目2-1 高知県立高知南高等学校（東京都） 東京都文京区春日一丁目13-27 中央大学理工学部
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成22年7月24日（土）から同年8月3日（火）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知に記載する。	

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	方法	内容

教養試験	五肢択一式	公務員として必要な大学卒業程度の一般の知識及び知能についての筆記試験
専門試験	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査（健康診断書の提出を求める。）

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月上旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿に登載されても、受験資格として免許又は任用資格の取得が定められている試験区分については、それぞれの免許又は任用資格を3の(4)に記載する所定の日までに取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成23年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」と

いう基本原則にのっとり任命が行われる。ただし、「警察事務」、「少年補導職員」又は「科学捜査研究員（生物科学）」に従事することとなる採用者は、この任命に当たっての考え方は適用されない。

9 給与

平成22年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、172,700円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。ただし、県立病院の職員の給与については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとすることがある。

10 試験成績の開示

この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。

11 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。